

## 会計基準アドバイザー・フォーラム会議

### 持分法会計

2014年12月

# 持分法会計に関するアンケート 調査に対するフィードバック

企業会計基準委員会

## 1. 概 要

1. IASB は、アジェンダ協議 2011 に対して受け取ったフィードバックへの対応として持分法会計に関する調査研究プロジェクトを開始した。この論点の重要性を認識し、ASBJ は、持分法会計を使用した情報に関する有用性及び実務上の課題に関して見解を求めるため、日本の市場関係者にアンケート調査を実施した。欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) がディスカッション・ペーパー「EFRAG ショート・ディスカッション・シリーズ——持分法：測定基礎なのか一行連結なのか」を公表していたため、ASBJ は、質問票に対して受け取った回答の要約を EFRAG と共有した。
2. このアンケート調査を考案する際に、ASBJ は、適切な範囲を設定することが調査研究プロジェクトの初期のフェーズにおいては最も重要であると考えたため、技術的で詳細な論点ではなく、基本的な論点に焦点を当てた。さらに、ASBJ は、基本的な論点に焦点を当てることは高い回答率を受け取る効果的な方法となると考えた。したがって、ASBJ は、質問票において次の事項について質問した（質問のリストを本ペーパーの付録-I に再録している）。
  - (1) 持分法会計の適用からもたらされる情報は有用であると考えerかどうか。
  - (2) 現行の会計基準における持分法会計の範囲は適切だと考えるどうか。
  - (3) 持分法会計に関する会計処理の要求事項に準拠するにあたって、どのような事項を、主要な適用上の課題であると考えerか。
3. ASBJ は、関連組織による協力を得て<sup>1</sup>、財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人に質問票を送付した。非常に短いコメント期間（2014 年 4 月 15 日から 2014 年 5 月 12 日）であったが、ASBJ は、合計で 28 通の回答を受け取った。その内訳は次のとおりである。
  - 財務諸表利用者：4 名
  - 財務諸表作成者：23 社<sup>2</sup>
  - 監査人：1 組織<sup>3</sup>

---

<sup>1</sup> 日本証券アナリスト協会 (SAAJ)、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会 (JICPA) には、このアンケート調査を支援していただき感謝している。

<sup>2</sup> 回答はすべて上場会社からのものであり、その大半は多国籍なグローバル企業である。これらの企業が事業を行っている業種には、製造業、金融サービス（銀行、保険サービス）、船舶、化学品、鉄道、商社が含まれている。また、回答者には、IFRS、日本基準、米国基準の適用会社が含まれている。各基準で規定している持分法会計に関する会計処理の要求事項はおおむね整合している。

<sup>3</sup> この回答は、このトピックに関心のある、大手監査事務所の経験豊富な公認会計士 15 名による

## II. 回答の要約

4. アンケート調査に対して ASBJ が受け取った回答を以下の各項に要約している。

*(1) 持分法の適用からもたらされる情報は有用かどうか*

5. ASBJ は、 関連会社に対する投資に持分法を適用することからもたらされる情報が有用な情報（特に、持分法投資損益に関する情報）を提供するのかどうかに関する見解を求めた。
6. フィードバックを求める際に、ASBJ は、現行の IFRS における「グループ」の概念は変わらないと仮定する（すなわち、グループは親会社とその子会社で構成されると仮定する）よう回答者に依頼した。グループの概念の変更はより根本的なものであり、異なる質問のセットが必要となるからである。さらに、ASBJ は質問を関連会社に対する投資を限定し、共同支配企業に対する投資への持分法会計の目的適合性について質問することはしなかった。ASBJ は、持分法会計を適用する範囲は、関連会社に対する投資の方がより広く、関連会社に対する投資について基本的な質問を検討した後で、共同支配企業に対する投資を検討することが効率的であると考えた。
7. この質問に対する回答の要約は次のとおりである。
  - 利用者全員が、持分法会計の適用からもたらされる情報は有用であると考えたと述べた。
  - 大半の作成者（87%、23 社のうち 20 社）は、概ね、持分法会計の適用からもたらされる情報は有用であると考えたと述べた。
  - 多くの監査人が持分法会計は有用であると考えたと述べたが、情報の有用性を疑問視する者もいた。
8. **持分法会計は有用な情報の提供に貢献している**と述べた回答者は、次のようなコメントを提供した。

*(利用者からの回答)*

- 純損益を通じて公正価値 (FV-PL) による測定には目適合性がない： 関連会社に対する投資を含め、すべての資本性金融商品を FV-PL で測定することは、財務諸表利用者に有用な情報を提供しない。特に、これらの投資が売却を通じた資本増価を目的として保有されていない場合や、信頼性のある公正価値測定が困難であると考えられる場合（これは特に非上場企業に対する持分投資について当てはまると考えられる）。

---

見解がとりまとめられている。

## (仮 訳)

- 受取配当金の遅れ： 配当金を遅れて受け取ることが多いため、受取配当金だけを認識すると、関連会社に対する投資の財務業績をグループの連結財務諸表に適切に反映することにならない。
- 企業の事業活動との整合性： 持分法会計は、関連会社に対する投資について目的適合性がある。それらは、投資先の事業の成果によるリターンを得るためにその事業活動の一部として保有されることが多く、投資者は主要株主として投資先の事業の意思決定に参加しているからである。ただし、関連会社が上場企業である場合や、関連会社に対する投資を売却することが多いと考えられる場合には、関連会社に対する投資を公正価値で測定することを検討する価値はあるかもしれない。
- 総額表示の適用不能性： 関連会社の資産及び負債をグループの連結財務諸表に認識するのであれば、このような情報は、グループの財政状態を表すことにならず、誤解を招くものとなる。したがって、持分法会計の使用を通じて純額で表示することは、有用な情報を伝達するためのバランスのとれた方法である。

(作成者からの回答)

- グループの経営者の責任： グループの経営者は、通常、グループの事業の経営者として投資先の収益性に対して一定の責任を有するため、持分法会計は、関連会社に対する投資について有用な情報を提供する。グループの経営者は、通常、投資先に対するパワー（このケースでは、重要な影響力）を行使することによって当該投資からの収益性を高めることに重点を置いている。言い換えると、こうした投資は、通常、市場での投資の売却を通じてキャッシュ・フローを得るために保有されているのではない。
- 純損益の適時認識： 持分法会計により、純損益に関する有用な情報が連結財務諸表において提供されることが考えられる。こうした投資を原価で測定する場合よりも、投資に関するより適時な情報を提供することに貢献するためである。
- 公正価値を信頼性をもって測定することについての課題： 関連会社に対する投資の公正価値を信頼性をもって測定することは相当に困難であり、このような測定は適切ではない、一方で、持分法会計は、投資先の財務諸表において、高い客観性が裏付けられている。さらに、原価による測定は、重要な影響力の存在を財務書諸表本体に表現することができない。
- コストと便益： 持分法会計に関連するコストは、公正価値測定や比例連結に要するコストよりも相対的に小さい。

(監査人からの回答)

- 利益操作の防止： 歴史的な原価による測定は、配当の支払時期を操作することや

## (仮 訳)

交渉を通じて利益を操作するリスクを伴うため、原価による測定と比べて、持分法会計の方がより適切な情報を提供する。

- グループの経営者の責任：グループの経営者は、重要な影響力を有する関連会社の業績に責任があると考えられることから、持分法会計は、関連会社に対する投資について有用な情報を提供する。
- 純損益の適時認識：持分法会計により、グループは、投資先の純資産の変動の影響や業績を適時に報告することが可能になる。
- 公正価値測定は目的適合的でない：FV-PLによる測定は、関連会社に対する投資の経済的実質を反映しない。それらは、投資の市場価格の増価によるリターンを獲得することを目的として保有されていないためである。

9. 一部の回答者は、次の理由により、財務諸表利用者にとって**持分法会計が有用な財務情報を提供するの**に貢献していないと述べた。

*(作成者からの回答)*

- 他の投資との性質の類似性：持分法会計を適用する投資の範囲は、著しく広範であり、投資先の性質はそれらの中でも大きく異なる。投資の性質が原価又はFV-OCIで測定するものと類似している場合や、投資先に支配株主がいる場合には、持分法会計が有用であるとは考えられない。さらに、持分法会計による純損益への影響が非常に大きいため、持分法会計の使用による損失の影響がグループの事業からの利益合計と相殺されることがあることに留意することが重要であると考えられる。
- グループの戦略における関連会社の機能：関連会社は、グループの戦略の下でグループのバリュー・チェーンの一部としての役割を果たすことが期待されており、資本から利得を獲得することはこうした投資の目的でないことから、持分法会計の有用性には疑問がある。さらに、投資者は、関連会社の配当方針をコントロールすることができないので、こうした配当が投資者に分配されるのかどうかは不確実である。したがって、このような投資はむしろFV-OCI又は原価で測定すべきである。

*(監査人からの回答)*

- 実務における適用の不統一：IAS第28号にガイダンスが不足しているため、持分法会計を適用するにあたって、実務が統一されていない。

(2) 持分法会計の範囲は適切かどうか

10. 持分法会計は全般的に有用な情報を提供すると述べた回答者に対して、ASBJは、**持分法が有用な情報を提供しない場合**があるかどうかを質問した。

## (仮 訳)

11. この質問に対する回答の要約は次のとおりである。

- すべての利用者が、持分法会計の使用が有用ではない場合があると考えると述べた。
- 多くの作成者（45%、20社のうち9社）が、持分法会計の適用から生じる情報は有用ではない状況があると考えると述べた。
- 一部の監査人は、持分法会計は有用ではない状況があると考えると述べた。

12. 持分法会計から生じる情報が有用でない場合があると指摘した回答者は、次のようなコメントを提供した。

*(利用者からの回答)*

- 一部の投資は財務的な目的のためだけに保有されている：企業が、事業投資の一部としてではなく、財務支援のためだけに投資先の株式の20%以上を保有している場合には、持分法会計には目的適合性がない場合がある。
- 投資からのリスク・エクスポージャーを理解することの困難性：関連会社に対する投資に関するリスクは、各ケースによって異なる。例えば、一部の投資について、投資者は、投資の名目金額以上のリスク・エクスポージャーを有する場合がある。しかし、他のケースでは、リスク・エクスポージャーは、投資の名目金額に限定される。こうしたリスク・エクスポージャーは現行の開示要求では必ずしも明確でない。

*(作成者からの回答)*

- 持分法会計に目的適合性がない状況：持分法会計は、次のような状況では、利用者に有用な情報を提供しない可能性がある。
  - 関連会社の配当方針を他の企業が支配している。関連会社が他の企業の子会社である場合がこれに当てはまる可能性がある。
  - グループは、関連会社に対する投資を近い将来に売却する予定である。
  - 関連会社が上場企業である。

*(監査人からの回答)*

- 純損益及びその他の包括利益の計算書における小計に関連する情報の欠如：持分法会計の使用が純損益に与える影響は、純損益及びその他の包括利益の計算書において一行で表示される。したがって、関連会社に生じた重大な事象（減損損失の認識など）を理解することが困難な場合がある。

### (3) 持分法会計に関する主要な適用上の課題

13. ASBJ は、持分法会計を適用する際に市場関係者が**重要な適用上の課題**に直面しているかどうかについても質問した。

## (仮 訳)

14. この質問に対する回答の要約は次のとおりである。

- 利用者の半数が、持分法会計の使用から生じる情報を利用する際に困難な場合があると述べた。
- 作成者の約3分の2（70%、23社中16社）が、持分法会計を適用する際に実務上の課題に直面していると述べた。
- 監査人は、持分法会計を使用して作成される情報を監査する際に実務上の課題に直面していると述べた。

15. 持分法会計に関して実務上の課題があると指摘した回答者は、次のようなコメントを提供した。

*(利用者からの回答)*

- 減損損失を認識するリスク： 各関連会社の現在の状況に関する開示が十分でないために、関連会社に対する投資について減損損失を認識するリスクを予想することが困難な場合がある。
- キャッシュ・フローとの関係： 持分法会計からの利益が投資者のキャッシュ・フローに実際に貢献したのかどうかを理解することが困難である。

*(作成者からの回答)*

- データの利用可能性： 財務諸表を報告するまでの期間が早まっているという最近の傾向を考えると、持分法会計に必要な財務情報（投資者とその関連会社との間の取引から生じる未実現利得又は損失の消去のために必要なデータを含む）を適時に入手することは著しく困難である。
- 報告期日の統一： 特に、日本においては、報告の期日は3月末であることが多いが、多くの他の法域においては歴年ベースであることが多いことを考えると、投資者と関連会社との間で報告期日を統一することは著しく困難である。
- 会計方針の統一： 投資者は関連会社に対する重要な影響力のみに有していることを考えると、投資者と関連会社との間で会計方針を統一することは著しく困難である。関連会社が上場企業又は他の上場企業の子会社である場合には、特に難しくなる。

*(監査人らの回答)*

- 監査上の判断における困難性： 会計処理に対する判断は、次の領域について困難となることが多い。
  - 関連会社に対する投資を段階的に取得した場合に、以前に保有していた持分を公正価値で測定すべきか。

## (仮 訳)

- 関連会社に対する投資の取得関連コストを資産計上すべきか。
- 関連会社に対する投資について、その他の純資産変動に対する持分の会計処理の方法

### (4) その他のコメント

16. 本ペーパーの第5項から第15項に記載したコメント以外に、ASBJは、次のコメントを受け取った。

#### (利用者からの回答)

- 事業モデルの検討： 持分法会計を検討する際には、投資者が投資先を支配しておらずかつ、市場価格の変動を通じて投資のリターンを実現することを目的としていない事業モデルを識別することが重要である。

#### (作成者からの回答)

- 「一行連結」なのか「測定」なのかに関する議論： 持分法会計は「一行連結」なのか、それとも「測定」の一形態なのかを検討することも重要であるが、持分法会計は、「純粋な一行連結」とも「測定基礎」とも考えるべきではない。むしろ、連結とFV-PLとの間に入る「一種のメザニンの方法」と考えるべきである。
- 重要な影響力の概念： なぜ20%という株式保有が「重要な影響力」を生じさせ、株式保有が20%を下回る投資はそうではないと推定されるのか（特に、両方の投資が戦略目的で保有されている場合）について、概念的な根拠を明確化することが重要である。
- 関連会社に対する投資の減損テスト： 持分法で会計処理する投資について、減損テストに関する会計処理の要求事項が明確でない。このように明確ではない要因として、IAS第28号が、関連会社に対する投資が単一の資産ではないかのように多くの手続を要求する一方で、減損テストでは投資全体を単一の資産であるかのように実施すべきであると要求していることによるものと考えられる。

#### (監査人からの回答)

- 未実現利得又は損失の消去： 投資者と関連会社との間の取引から生じる未実現利得又は損失に対する持分相当の消去を維持することが重要である。一方で、持分法会計を測定的一种と考える場合には未実現利得又は損失の消去は不要であるという主張もある。



(仮 訳)

ASAF メンバーへの質問

1. ASBJ のアンケート調査に関して質問又はコメントがあるか。
2. IASB が、このテーマに関する調査研究を実施するにあたって、方向性を設定するのに役立つであろうと考えられる他の見解を聞いたことがあるか。

## ASBJ のアンケート調査の質問リスト

**質問 1:** 支配している投資先について連結対象とする（現行の IFRS における「グループ」の概念を変えない）ことを前提とした場合、「重要な影響力」が存在する投資先等に対する持分法の適用からもたらされる情報（とりわけ、持分法投資損益から得られる情報）について有用と考えますか。

**質問 2:** [質問 1]において持分法の適用からもたらされる情報について有用と考えると回答された場合、現行の会計基準で定められている連結や持分法の適用範囲を前提として、持分法の適用が必ずしも有用な財務情報につながらない状況があると考えますか。

**質問 3:** 持分法を適用するにあたって、必要な情報を適時に入手することが困難である等の実務上の課題がありますか。

**質問 4:** 上記の質問へのご回答以外に、追加的なコメントがある場合、ご記載下さい。